

## 公募型プロポーザル方式募集要領

「「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務委託」

「国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務委託」

### 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により業務受託者を募集する手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 提案を求める業務

効果的な実施方法について、企画提案を求める業務は、次の（１）、（２）とし、それぞれの業務ごとに業務委託予定者を選定する。

なお、企画提案については（１）、（２）又は全部を提案することができるものとする。

(1) 「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務

#### ア 目的

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から６年半、国内外でいまだに根強い風評にさらされていることから、これを払拭するため、全世界に向けて県産農林水産物の安全性や魅力、生産者の誇りである「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションを制作し、福島県のイメージを向上させ県産農林水産物への興味を喚起することで販路拡大につなげる。

#### イ 業務委託者の選択方式

公募型プロポーザル方式

#### ウ 委託期間

平成２９年１２月中旬から平成３０年３月３１日まで

#### エ 委託契約上限額

９０，０００，０００円（消費税及び地方消費税込み）

#### オ 提案を求める内容

(ア) 「ふくしまプライド。」を全世界に配信するためのアニメーションを制作し、WEB等での配信を行うこと。

(イ) アニメーション制作にあたっては、実在する農家等のエピソードを踏まえるとともに、震災を経験し今に至るまでの「姿」「取組」「農産物」「食文化」「生活」や四季折々の代表的な風景等、「ふくしまプライド。」を正確に伝えるストーリーにすること。

また、声優については世界への発信力のある方を起用するとともに、挿入する音楽については、ふくしまのイメージが伝わるものとする。

- (ウ) アニメーションは20分以上の映像とすること。ただし、20分のうち、複数のストーリーに分割しても構わない。
- (エ) アニメーションは、1分程度の予告(広告)編を制作すること。
- (オ) 予告(広告)版は平成30年1月15日(月)までに制作すること。
- (カ) 全世界に配信するため、日、英、中(簡体字、繁体字)、韓、仏、西、葡へ多言語化すること。
- (キ) アニメーションの予告版を「(2)オ(ア)a大規模イベントの開催」に併せてPRすること。  
効果的に発信するため、「(2)オ(ア)a大規模イベントの開催」の契約事業者と連携すること。  
本業務には、イベント内スペースの確保は含まないが、予告版のPRの企画・運営は本業務の範囲内とする。
- (ク) どの国からでもWebで閲覧できるようにするとともに、インフルエンサーを活用するなど閲覧機会の喚起を図ること。  
また、国内外のテレビで配信するなど閲覧機会を拡大すること。
- (ケ) 制作したアニメーションのデータは、DVD等の記録媒体により納品すること。
- (コ) 海外関係機関へのアニメーションの媒体送付、会場費等支援
  - a 各国の関係者による様々な機会を通じた情報発信を行うため、海外県人会、在外日本公館、在日大使館、国際交流基金、JICA、JETRO、CLAIRなどへアニメーションのDVD等の記録媒体を送付すること。
  - b 海外県人会で上映イベントを実施できるよう会場費等の支援を行うこと。(海外県人会34か国)
- (サ) 制作したアニメーションは、2次利用が可能なものとする。
- (シ) 閲覧者等からアニメーションの感想を多く集め、発信効果を測定すること。特定の地域に偏ることなく世界から幅広い感想を得ること。
- (ス) 運営体制が業務に十分であることを説明すること。
- (セ) 過去に類似業務をしている場合は、その実績を示すこと。
- (ソ) 委託契約上限額以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

## (2) 国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務

### ア 目的

東日本大震災以前に本県農産物輸出量のおよそ80%以上を占めていた香港と市民レベルでは福島県の正確な情報が伝わっておらず風評が根強いEU、国内での情報発信の効果が大きい東京において、広く市民に食の安全・安心の対策、農林水産物等の品質の高さや魅力を発信する販売促進イベントを開催し、県産農林水産物等の風評払拭や輸入規制の緩和・販路拡大につなげる。

- イ 業務委託者の選択方式  
公募型プロポーザル方式
- ウ 委託期間  
平成29年12月中旬から平成30年3月31日まで
- エ 委託契約上限額  
90,000,000円（消費税及び地方消費税込み）
- オ 提案を求める内容
  - (ア) 香港での開催について
    - a 大規模イベントの開催
      - (a) 香港市民に直接PRするため、集客を最優先としたイベントを香港で開催すること。
      - (b) 開催期間中、1日当たり1500人以上を集客すること。
      - (c) 香港市民が興味を示す著名人の起用や、日本ならではの企画を運営することで集客すること。
      - (d) 来場者に対して県産農産物を使用した料理の提供や販売ブースの設置など、販売促進に繋がるイベントを開催すること。
      - (e) 福島県の観光ブースを設置し、伝統工芸の絵付など体験型のコンテンツを組み込むこと。
      - (f) 来場者を対象に、県産農林水産物等の風評払拭及び本県の食の魅力等を伝えるトークイベントなど会場内での情報発信イベントを企画すること。（福島県幹部職員からの発信も含めること。）  
情報発信イベントの進行台本を作成するとともに、当日は司会進行逐次通訳を行い、来場者が理解できる環境を整えること。
    - (g) 「(1)「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信」で制作する予告（広告）版を、本イベントに併せて(1)の事業者がPRする。  
「(1)「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信」の契約事業者と連携すること。本業務には予告（広告）版のPRの実施については含まないが、イベント内スペースの場所は確保すること。
    - (h) イベントの運営時間について  
イベントは平成30年1月から平成30年2月初旬に開催すること。  
イベントの運営時間は本要領では定めない。企画提案書では運営時間における提案内容の優位性を説明すること。
  - b 長期発信スペースの設置
    - (a) 大規模イベントの前後の連続した10日程度で、福島県をPRする発信スペースを設けること。連続した10日の開催日には、大規模イベントの開催日を含めてもよい。
    - (b) 大規模イベントとの相乗効果が発揮されるよう企画すること。

- c 香港メディアへの情報発信
  - (a) a、bのイベント開催に併せて、香港メディアへ直接正しい情報を伝える場を設けること。また、メディア向けに正しい福島の現状を正しく伝える資料を作成すること。
- (イ) EU、首都圏での食の販売促進イベントの開催
  - a EUと首都圏で食の販売促進イベントを3月に開催すること。
  - b 来場者に対して県産農産物を使用した料理の提供や販売ブースの設置など、販売促進に繋がるイベントを開催すること。
  - c 首都圏のイベントは、同時期に開催する県主催の米・牛肉のイベントと併せて効果を高めること。
  - d 開催する食の販売促進イベントでは、(1)で制作するアニメーションを活用し食の販売促進イベントの魅力や集客力を高めること。
- (ウ) 共通事項
  - a イベントのための会場の手配等を行うこと。(映像・音響設備等の必要な全ての設備の手配を含む。)
  - b イベントへの効果的な集客をすること。
  - c 事業のPR効果について、客観的に評価できる方法を提案すること
  - d 企画提案では、運営体制が業務に十分であることを説明すること。
  - e 過去に類似業務をしている場合は、その実績を示すこと。
- (エ) 委託契約上限額以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

### 3 権利等

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 本事業の成果品は、ホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合があるため、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

#### 4 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 平成 24 年度から平成 28 年度の間、国又は地方自治体から本業務に類似する業務を実施した実績を有する者であること。

業務	必要な実績
「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務委託	アニメーション制作業務 ※ジャンルは問わない。
国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務委託	海外でのイベント実施による PR 業務 ※ 現地向けの新聞や Web 等のイベント実施によらない PR は要件を満たさないとする。 ※ 規模は問わない。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 スケジュール

平成29年11月17日(金)		プロポーザル募集要領の公表
平成29年11月22日(水)	17時まで	質問書の提出期限
平成29年11月22日(水)	17時まで	参加表明書の申込期限
平成29年11月24日(金)		質問書への回答
平成29年11月29日(水)	17時まで	企画提案書等の提出期限
平成29年12月1日(金)	(予定)	書面審査(一次)結果の通知
平成29年12月5日(火)	(予定)	プレゼンによる審査会(二次)
平成29年12月中旬	(予定)	審査結果の通知
平成29年12月下旬	(予定)	契約締結

## 6 参加表明書、質問書、企画提案書の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁 西庁舎5階)

福島県農林水産部農産物流通課

担当：岩沢、阿部

電話 024-521-8041 FAX024-521-7942

E-mail iwawasa\_masahiro\_01@pref.fukushima.lg.jp

abe\_hirofumi\_01@pref.fukushima.lg.jp

## 7 参加表明の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(第1号様式)

イ 平成24年度から平成28年度において本業務と類似した業務を履行したことがわかる書類(3(1)のとおり)

(2) 提出方法

送付、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。

(3) その他

送信後は、電話で必ず着信確認すること。

## 8 質問書の提出

(1) 提出書類

質問書(第2号様式)

(2) 提出方法

送付、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。

(3) その他

送信後は、電話で必ず着信確認すること。

(4) 回答方法

参加表明書により参加の意思を示した者に対し、提出されたすべての質問及び回答を電子メールで送信する。

## 9 企画提案書

(1) 以下「提案1」から「提案4」までを具体的に記載した企画提案書を提出すること。

### 提案1：方向性

- ・ 提案では、本事業を実施する上での基本的な考え方を提案すること。

### 提案2：具体的な提案

- ・ 催事については、企画内容や発信効果など  
アニメーションの制作については、ストーリーの概要や絵の作風など

### 提案3：本業務にかかる実施体制

- ・ 本業務の目的を達成するための実施体制の予定
- ※ 再委託をする場合には、事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。
- ※ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

### 提案4：見積書

- ・ それぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。
- ・ 消費税及び地方消費税の課税分（国内手配）、非課税分（海外手配）を分かるように記載すること。

(2) 様式

- ・ 様式は任意とする、全体でA4版両面15枚（30頁以内）とすること。なお、表紙は枚数に含まない。  
(必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。)

(3) 提出部数

10部

- ※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。
- ※ 提出された書類等は返還しない。

(4) 企画提案書の提出方法

持参又は送付によること。

## 10 業務委託予定者の選定

選定方式は次のとおり企画プロポーザルによる。

(1) 書面審査（一次審査）

ア 審査方法

参加者の企画提案書の書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。書面審査（一次審査）では、次の事項を審査する。

- (ア) 「10不適合事項」に該当しないこと。
- (イ) 「10不適合事項」に該当しない4社以上から参加表明がある場合は上位3社までを「(3) 審査基準及び配点」により順位付けし二次審査におけるヒアリング対象者とする。

イ 一次審査結果の通知

企画提案書を提出したプロポーザル参加全社に対して、書面で通知します。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

(2) 企画提案書プレゼンテーション（二次審査）

企画提案書のプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、業務委託予定者（随意契約の予定者）及び次点（業務委託予定者と契約に至らなかった場合の業務委託予定者）を選定する。

ア 審査方法

- (ア) 1提案者あたりの時間は30分程度（20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑。）
- (イ) プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- (エ) 「2 提案を求める事項の(1)、(2)」ごとに審査会を実施し、それぞれ優秀者を決定する。
- (オ) 審査基準及び配点は「(3) 審査基準及び配点」のとおり

イ 二次審査結果の通知

審査参加者全員に対して結果を書面で通知する。  
 なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

(3) 審査基準及び配点

ア 「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信

審査項目	配点	評価基準
1 企画内容	60点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性、訴求力および波及効果、対象の明確化 等
2 実施体制	20点	実施体制、業務遂行能力 等
3 事業効果の設定と検証方法	10点	わかりやすい事業効果の設定、検証、方法 等
4 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性 等



イ 国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務

審査項目	配点	評価基準
1 企画内容	60点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性、訴求力および波及効果、対象の明確化 等
2 実施体制	20点	実施体制、業務遂行能力 等
3 事業効果の設定と検証方法	10点	わかりやすい事業効果の設定、検証、方法 等
4 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性 等

ウ 見積書は、評点の対象とはしないが、委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合は失格とする。

また、審査の結果、上位の複数社が同評価であった場合は、低価格者に決定する。

## 11 不適合事項

次に該当する場合は不適合とする。

### (1) 提案書類の不適合事項

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 委託契約上限額を超過しているもの
- カ 虚偽の内容が記載されている場合
- キ プレゼンテーション当日に出席しなかった場合  
ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

### (2) 提案事業者の不適合事項

参加表明書の提出から審査結果通知までの期間において、次に該当した場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当
- イ 福島県から競争入札への指名停止を受けていること
- ウ この要領に定める手続以外の方法により、参加者が関係者に本企画競争に関する援助を直接又は間接に求めた場合

## 12 契約手続等

業務委託予定者と、その提案に基づく業務委託契約の締結交渉を行う。

### (1) 契約単位

契約単位は、「2 提案を求める業務」の(1)、(2)ごととする。

### (2) 仕様書の協議等

選定された業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定する。

仕様書の内容は、提案のとおり反映されない場合もある。

### (3) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は予算を超えないものとする。

### (4) その他

この手続に参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

## 13 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 仮に、企画提案書の内容を実施できない場合には、委託者と協議のうえ匹敵する内容に変更することが可能であるが、その場合には委託料の減額となる場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第3号)について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。また、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。
- (6) 募集要領等及び参加表明書等の様式については、福島県農林水産部農産物流通課のホームページからダウンロードして入手してください。なお、農産物流通課窓口又は郵便等での配布は行わない。

第1号様式

平成 年 月 日

福島県知事 宛

(提出者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

### 企画競争参加表明書

公募型プロポーザル方式募集要領における企画競争について、下記のとおり参加を予定しておりますので、報告します。

記

- 1 「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務
- 2 国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務

※ 企画競争を参加表名する業務を「○」で囲んでください。

◆連絡先

担当者の所属、役職・氏名：

電話番号：

FAX番号：

Eメール：

第2号様式

質問書

平成 年 月 日

社名 \_\_\_\_\_

質問に関する責任者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

公募型募集要領について、次の項目を質問します。

業務番号	質問事項	内 容

業務番号は次の番号を記載してください。

- 「ふくしまプライド。」を発信するアニメーションの制作と配信業務 → 1
- 国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務 → 2

第3号様式

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等又は第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 平成 年 月 日

住所（又は所在地）  
社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名

